

第2回 境港市議会（定例会）会議録（第4号）

議事日程

平成17年6月24日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 黒目友則議員の辞職について
- 第3 議案第43号 議案第46号 議案第51号
陳情第6号

（総務委員会委員長報告）

- 議案第44号
陳情第7号 陳情第8号 陳情第9号

（教育民生委員会委員長報告）

- 議案第45号 議案第47号 議案第48号 議案第49号 議案第50号
陳情第4号 陳情第5号

（経済建設委員会委員長報告）

- 第4 議員提出議案第5号 「地方六団体改革案の早期実現に関する意見書」の提出について
議員提出議案第6号 「教育基本法の改正を求める意見書」の提出について

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（17名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 下西淳史君 | 2番 | 水沢健一君 |
| 3番 | 平松謙治君 | 5番 | 永田辰巳君 |
| 6番 | 定岡敏行君 | 7番 | 松下克君 |
| 8番 | 長谷正信君 | 9番 | 荒井秀行君 |
| 10番 | 渡辺明彦君 | 11番 | 石長靖哉君 |
| 12番 | 竹内祐治君 | 13番 | 南條可代子君 |
| 14番 | 植田武人君 | 16番 | 岩間悦子君 |
| 17番 | 米村一三君 | 18番 | 岡空研二君 |
| 19番 | 森岡俊夫君 | | |

欠 席 議 員（1名）

15番 黒 目 友 則 君

説明のため出席した者の職氏名

市 長	中 村 勝 治 君	助 役	竹 本 智 海 君
教 育 長	根 平 雄 一 郎 君	総 務 部 長	安 倍 和 海 君
市民生活部長	早 川 健 一 君	産 業 環 境 部 長	松 本 健 治 君
建 設 部 長	武 良 幹 夫 君	総 務 部 次 長	松 本 光 彦 君
行 財 政 改 革 推 進 監	宮 辺 博 君	産 業 環 境 部 次 長	足 立 一 男 君
建 設 部 次 長	松 本 一 夫 君	秘 書 課 長	佐 々 木 史 郎 君
総 務 課 長	清 水 寿 夫 君	財 政 課 長	下 坂 鉄 雄 君
地 域 振 興 課 長	荒 井 祐 二 君	環 境 防 災 課 長	渡 辺 恵 吾 君
通 商 課 長	伊 達 憲 太 郎 君	教 育 総 務 課 長	門 脇 俊 史 君

事務局出席職員職氏名

局 長	景 山 憲 君	主 査	戸 塚 扶 美 子 君
調 査 庶 務 係 長	武 良 収 君	議 事 係 長	沼 倉 加 奈 子 君

開 議 （10時00分）

議長（下西淳史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（下西淳史君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名委員に、松下克議員、植田武人議員を指名いたします。

〔6番 定岡敏行議員退場〕

日程第2 黒目友則議員の辞職について

議長（下西淳史君） 日程第2、黒目友則議員の辞職についてを議題といたします。

お諮りいたします。黒目友則議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、黒目友則議員の辞職を許可することに決しました。

〔6番 定岡敏行議員入場〕

日程第3 議案第43号～議案第51号・陳情第4号～陳情第9号

(各委員会委員長報告)

議長(下西淳史君) 日程第3、議案第43号から議案第51号、陳情第4号から陳情第9号を一括上程し、各委員会委員長の報告を求めます。

まず、総務委員会委員長、渡辺明彦議員。

総務委員会委員長(渡辺明彦君) おはようございます。総務委員長報告を行います。

今期定例会において総務委員会に付託されました議案3件、陳情1件について審査の結果を申し上げます。

審査に当たりましては、竹本助役を初め担当部課長、関係職員多数の出席のもと、慎重に審査をしたところであります。

初めに、議案第43号、平成17年度境港市一般会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本補正予算における歳出の主なものは、総務費において自治コミュニティ活動への助成金530万円、農林水産業費においてチャレンジプラン支援事業として1,480万円余、商工費において空き店舗を活用し商業等を営もうとする者に対する補助金400万円など、それぞれ増額するものであります。

歳入につきましては、県支出金1,285万円余、繰越金887万円余、諸収入530万円をそれぞれ増額するものであります。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ2,702万5,000円を増額し、予算総額を127億8,702万5,000円とするものであります。

これらについて審査した結果、商工費において商工振興費、にぎわいのある商店街づくり事業補助金のうち1社に対する補助金について、委員会としては今の段階で補正を認めるわけにはならないとして、お手元の修正案のとおり、全員異議なく200万円を減額修正すべきものと決しました。

次に、議案第46号は、不動産登記法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてであります。

これは、不動産登記法の全部改正に伴い、米子境港都市計画事業弥生土地区画整理事業施行規程を定める条例等、関係条例の用語を改めるもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、個別外部監査契約の締結について申し上げます。

外部監査の導入は、中村市長の公約に基づき、このたび新たに実行されるものであります。このたびの個別外部監査契約は、境港新都市土地区画整理事業及び境港市土地開発公社が保有している土地の取得、保有、処分に関する事務の執行並びにこれらに関する事業計画の執行と財務状況について、公認会計士、勝部不二夫氏と締結するもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、陳情第6号、骨太方針2005において住民本位の地方財政確立に向けた意見

書採択を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、自治労連鳥取県本部執行委員長、植谷和則氏から提出されたもので、国の骨太方針2005において地方自治の本旨が実現される地方税財政改革を求めるものであります。

当市議会では、今期定例会において地方六団体改革案の早期実現に関する意見書を政府に対し提出することとしており、本陳情につきましては賛成多数で趣旨採択し、意見書の提出は行わないものと決しました。ただし、1名の委員より閉会中の継続審査、もう1名の委員より不採択すべきとの意思表示があったことを付言いたします。

以上で総務委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、教育民生委員会委員長、岩間悦子議員。

教育民生委員会委員長（岩間悦子君） 教育民生委員長報告を行います。

今期定例市議会におきまして教育民生委員会に付託されました議案1件並びに陳情3件について、助役を初め担当部課長、関係職員出席のもと、慎重に審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、議案第44号は、平成17年度境港市老人保健費特別会計補正予算（第2号）であります。

平成16年度に概算払いを受けた県負担金の精算に伴う返還金565万3,000円を増額し、予算総額を40億9,804万1,000円とするものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、陳情についてであります。

陳情第7号は、鳥取県教科書改善運動連絡協議会会長、井上万吉男氏からの提出で、中学校教科書採択に当たって配慮すべきことに関する陳情であります。

陳情の趣旨に配慮すべきこととして3点記述されていますが、配慮したことをどこへ、どうするのか、提出先が明確でないということや、この3点については勉強する余地がある、広義に解釈すればよいという意見などがあり、委員会では採決の結果、賛成多数で不採択と決しました。ただし、1名の委員より採択すべき、もう1名の委員からは閉会中の継続審査すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

陳情第8号は、鳥取県西部地区革新懇話会代表の足立節雄氏からの提出で、中学校歴史・公民教科書の採択についての陳情であります。

特定の教科書会社のみを上げ云々するのはよくない、採択までの過程を見れば、採択協議会にゆだねればよい、また検定制度を尊重するなどの意見や、戦争についていろいろなとらえ方があるので研究することも必要との意見もありました。委員会では採決の結果、賛成多数で不採択と決しました。ただし、1名の委員より閉会中の継続審査すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

陳情第9号は、日本会議鳥取県本部長、廣江弑氏からの提出で、教育基本法の改正を求める意見書提出を求める陳情であります。

この陳情は、昨年12月、同氏より教育基本法の改正について徹底論議を求める陳情が出され、採択し、意見書を提出しているという経緯があります。本陳情の内容もほぼ同じ趣旨ではありますが、徹底論議を行い、改正の意見書の提出を求めたものであります。

教育基本法制定から何十年もたっているので見直すべきである、改正の要旨や理由は理解できるが愛国心の問題も含んでいるなどの意見があり、委員会では採決の結果、賛成多数で採択し、意見書を提出することに決しました。ただし、1名の委員より閉会中の継続審査すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

以上で教育民生委員会に付託されました議案並びに陳情につきましての委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、経済建設委員会副委員長、永田辰巳議員。

経済建設委員会副委員長（永田辰巳君） 経済建設委員長報告を行います。

当日、黒目委員長が欠席されましたので、副委員長の私が付託されました議案5件、陳情2件の審査の結果を報告いたします。

議案第45号は、平成17年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計補正予算（第1号）であります。

これは、保留地の販売促進に係る経費334万1,000円を増額し、予算総額を4億7,773万1,000円とするもので、全員異議なく原案のとおり可決するものと決しました。

議案第47号は、境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは階級が分団長、副分団長または部長、班長である者のうち勤続年数が10年以上25年未満である者について退職報償金をそれぞれ2,000円引き上げるもので、全員異議なく原案どおり可決するものと決しました。

議案第48号は、境港市民バスの運行に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは光洋の里を経由する生活コース2を新たな路線として加えるもの等で、全員異議なく原案どおり可決するものと決しました。

議案第49号は、境港市手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、建築基準法の一部改正に伴う語句の修正、手数料を徴収する事務の新設等であります。全員異議なく原案どおり可決するものと決しました。

議案第50号は、米子境港都市計画事業境港新都市土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、換地処分を行う際に生じる清算金について、分割徴収または分割交付する場合の利率等を定めるもので、全員異議なく原案どおり可決するものと決しました。

陳情第4号は、最低賃金の引き上げを求める意見書採択を求める陳情であります。

これは、鳥取県労働総連合議長、前田吉朗さんから提出されたものであります。

企業のことを法で定めることは好ましくない等の意見があり、審査の結果、賛成多数をもって不採択と決しました。なお、1名の委員より採択すべしとの意見があったことを付言いたします。

陳情第5号は、パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書採択を求める陳情で、提出者は鳥取県労働組合総連合議長、前田吉朗さんからのものです。

この陳情は、いましばらく研究する必要があるとして、審査の結果、賛成多数をもって閉会中の継続審査と決しました。なお、1名の委員より採択すべしとの意見があったことを付言いたします。なお、当委員会においてもにぎわいのある商店街づくり事業補助金をめぐって白熱した議論があったことを報告します。

以上、経済建設委員長報告を終わります。ありがとうございました。

議長（下西淳史君） 以上で委員長報告を終わります。

討論に入ります。

通告により、平松謙治議員。

3番（平松謙治君） ただいまの委員長報告、陳情4号について、委員長報告について賛成の立場で、陳情6号、7号については反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、経済建設委員会委員長報告、陳情第4号、最低賃金の引き上げを求める意見書採択を求める陳情の不採択に賛成して討論いたします。

本陳情は、別添されている意見書の採択を求めるものであります。しかし、その意見書では、最低賃金の改定に当たって時間給1,000円以上に引き上げることを要望しています。現在、日本企業において、厳しい経済環境の中、企業存続のためにさまざまな努力を企業は行っております。このような中で最低賃金の大幅な上昇は企業の廃業、ひいては雇用環境の悪化につながりかねません。最低賃金の見直しにおいては、労働者の皆様と企業のお互いの環境を十分に配慮し決定すべきことであり、一方の考えだけではよくない側面を持っていると考えます。よって、別添されている意見書の内容をかんがみ、不採択することを求めます。（「不採択でしょ」と呼ぶ者あり）陳情4号については、委員長報告のとおり不採択することを求めます。（「不でええね」と呼ぶ者あり）不です。

続きまして、総務委員会委員長報告、陳情6号、骨太方針2005において住民本位の地方財政確立に向けた意見書採択を求める陳情の趣旨採択に反対して不採択を求め、討論いたします。

陳情書の本文にも示されているとおり、地方分権の時代に合った地方交付税適正確保、住民本位の地方財政の確立が重要な問題であると認識しており、大いに賛同するところがあります。しかし、陳情書では公務員給与の見直しの必要性を否定しています。住民の多くが検討すべきこととして重要視している公務員給与の見直しを地方交付税確保の問題と一緒に議論し、あたかも公務員給与の見直しをしないことが住民の意見のように示されています。住民本位と言うならば、このような公務員給与の見直しを否定するような陳情にはならないと考えます。よって、陳情第6号を不採択とすることを望みます。

続きまして、教育民生委員会委員長報告、陳情第7号、中学校教科書採択に当たって配慮すべきことに関する陳情の不採択に反対して討論いたします。

本陳情書は、教科書の採択に当たって配慮すべきことのみ述べられており、議会に対して具体的な要望が一切示されておりませんでした。議会としてこの陳情をどのように扱うかという点でわかりにくい部分もありますが、私は陳情書の趣旨、理由とも教科書採択において十分に配慮すべき内容であると考え、採択することを求めます。

以上で討論を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、定岡敏行議員。

6番（定岡敏行君） ただいまありました各委員長報告に関し、討論を行います。

陳情第8号、中学校歴史教科書・公民教科書の採択についての陳情を不採択にとの報告に反対をし、私は採択を主張します。

陳情第9号、教育基本法改正の意見書提出を求める陳情、採択との報告に反対をし、不採択を求めます。

陳情第4号は、最低賃金の引き上げを求める意見書を求めるものですが、不採択との報告に反対をし、採択を主張いたします。

ここでは、他の討論を省き、教科書問題の陳情第8号についてのみ理由を述べます。

これは今、全国的にも、また中国や韓国などから厳しい反発が起きている新しい歴史教科書をつくる会が編さんをする扶桑社の中学校歴史教科書、公民教科書を子供たちの教科書として使わないでほしいという陳情です。7月10日まで市立図書館に展示してあります。実際の教科書をぜひ多くの市民の方にごらんいただきたいと思いますけれども、私は2度、これを閲覧してまいりましたが、大変ひどいものです。歴史教科書は、あの日本軍国主義の侵略戦争にほかならなかった戦争を大東亜戦争と呼び、日本の自存自衛、日本が生き延びていくためのやむを得ない戦争だったとして、またアジアの欧米からの解放に役立った、アジアの民衆を奮い立たせた、そういう戦争だと教えています。大東亜共栄圏の建設、文字どおり戦前の戦争遂行のスローガンかのような歴史観です。

その片方で、日本軍が行った南京事件など住民虐殺の歴史的な事実について、例えば清水書院は事実をきちんと述べ、中国民衆の抵抗感や憎悪を記載していますが、扶桑社のそれは、日本軍は12月、南京を占領したとだけ書き、あえて別に項目を起し、多数の死傷者が出たが、この犠牲者数などの実際については論争が続いているという内容です。

東京朝日新聞の従軍記者だった今井正剛は、日本軍によって占領された南京の、その揚子江の埠頭で見た光景を次のように回想しています。埠頭一面は、真っ黒に折り重なった死体の山。うろうろとする人影が50人、100人と、ずるずるとその死体を引きずっては川の中に投げ込んでいます。うめき声、流れる血、けいれんする手足、パントマイムのような静寂。埠頭一面が鈍く光る血だ。やがて作業を終えたクーリーが川岸に一列に並ばされ、だだだっという機関銃の音。のけぞり、ひっくり返り、踊るようにして集団は川の中に落ちていった。終わりだ。このように殺された中国民衆の数は15万とも20万とも。中国

の民衆にこれほどの残虐を働いたという歴史的な事実を伝えて、そこから今、今日のアジアの民衆との友好の中に日本が生きる道を学ぶことこそ中学歴史の課題ではないでしょうか。

公民教科書も大変なものです。表紙をめくると、まず飛び込んでくるのはPKO、自衛隊の写真。もう1枚めくると、そこには竹島、尖閣列島、日本海での銃撃事件、横田めぐみさんの写真で、「わが国の周辺は」と危機を説く。そして世界と日本をめぐる、まず飛び込んでくるのが日本の国益論。その次に、2ページにわたって国歌、国旗についての態度が説かれる。拉致問題、不審船問題も詳しく書かれて、我が国の防衛の課題まで主張しています。

このように扶桑社の歴史・公民教科書は事実の歪曲、一方的な政治的な見解に満ちたもので、戦前の戦争は間違っていなかった、英霊たちは御国のために戦った、さあ今、危機迫る世界へ向かって日本の国益を担って再び打って出る心の準備をと、このように政治扇動のパンフレットとも言うべきものです。子供たちに世界との、日本についての幅広い基礎的な見識をはぐくむ教科書として、これがふさわしくないことは明らかです。

特定の教科書を採択するなという陳情はおかしいという議論がありましたが、この6月議会にも陳情が出たように、こうした特異な教科書を採択させようという執拗な動きが今、特定の政治的な思惑のもとで、全国で組織的に行われています。多くの国民がそれをよしとするのか否とするのかが鋭く問われています。それが今日の政治的な現実です。子供たちの未来を市民から託されている政治家として、そこをかぎ分ける政治的な感覚、センスが求められています。どうぞ同僚議員の皆さんの御理解をいただいて、この教科書を採択してほしくないという、この陳情が採択されますように願って、討論を終わります。ありがとうございました。

議長（下西淳史君） 討論を終わります。

採決いたします。

まず、議案について採決いたします。

議案第43号、平成17年度境港市一般会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり修正議決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は、修正議決することに決しました。

次に、議案第44号、平成17年度境港市老人保健費特別会計補正予算（第2号）から議案第51号、個別外部監査契約の締結については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号、平成17年度境港市老人保健費特別会計補正予算（第2号）、議案第45号、平成17年度境港市境港新都

市土地区画整理費特別会計補正予算（第1号）、議案第46号、不動産登記法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、議案第47号、境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第48号、境港市民バスの運行に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第49号、境港市手数料条例の一部を改正する条例制定について、議案第50号、米子境港都市計画事業境港新都市土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第51号、個別外部監査契約の締結については、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、陳情について採決をいたします。

陳情第4号、最低賃金の引き上げを求める意見書採択を求める陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第4号は、不採択と決しました。

次に、陳情第5号、パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書採択を求める陳情は、委員会においては閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第5号は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、陳情第6号、骨太方針2005において住民本位の地方財政確立に向けた意見書採択を求める陳情は、委員会においては趣旨採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第6号は、趣旨採択と決しました。

次に、陳情第7号、中学校教科書採択に当たって配慮すべきことに関する陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第7号は、不採択と決しました。

次に、陳情第8号、中学校歴史・公民教科書の採択についての陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第8号は、不採択と決しました。

次に、陳情第9号、教育基本法の改正を求める意見書提出を求める陳情は、委員会においては採択、意見書提出であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第9号は、採択、意見書提出と決しました。

日程第4 議員提出議案第5号・議員提出議案第6号

議長（下西淳史君） 日程第4、議員提出議案第5号、「地方六団体改革案の早期実現に関する意見書」の提出について及び議員提出議案第6号、「教育基本法の改正を求める意見書」の提出についてを一括上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第5号について、松下克議員。

7番（松下 克君） それでは、原案を朗読し、提案理由といたします。

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、概ね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く要望する。

記

1. 地方六団体の改革案を踏まえた概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
 2. 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
 3. 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
 4. 地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までに第2期改革案について、政府の方針を早期に明示すること。
 5. 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（下西淳史君） 議員提出議案第6号について、岡空研二議員。

18番（岡空研二君） 教育基本法の改正を求める意見書の提出理由は、意見書の読み上げをもってかえさせていただきます。

教育基本法の改正を求める意見書

教育基本法は、昭和22年の制定以来、戦後半世紀が経過している。しかしながら、社会は大きく変化し、教育は大きな課題を抱えている。青少年の凶悪犯罪、いじめや不登校、学級崩壊の問題、家庭や地域の教育力の低下など、今日、教育改革は、国民的課題となっている。

こうした中、平成15年3月、中央教育審議会は、文部科学大臣に対して「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を答申し、教育基本法の改正を提唱している。

今こそ教育の再建へむけ、青少年の健全育成を図り、国際社会でも通用する能力を持つ日本国民の育成を国として真剣に考え、新たな時代の、教育の方向性を明確に指し示す必要がある。

よって政府は、伝統・文化の尊重、家庭の意義と家庭教育の重視、教育行政の責任の明確化、などの観点から一切のタブーを排して議論を行い、教育基本法を改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（下西淳史君） 討論の通告がありますので、これを許します。

定岡敏行議員。

6番（定岡敏行君） ただいまありました議員提案のどちらにも反対をいたします。教育基本法の改正を求める意見書については、3月議会での討論と重なりますのでここでは省略し、地方六団体改革案の早期実現を求める意見書案について、反対理由を述べさせていただきます。

私はこれまで地方自治の拡大と必要な財源移譲を求める立場から、必要な意見書提出には積極的に賛同してまいりました。この意見書案でも指摘しているように、「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含めておおむね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの2割については平成17年度に検討を行ってから結論を得るとし、多くの議題が先送りをされ、真の地方分権とは言えない状況にあるという認識は、私たちも同感であります。

しかし、2項の義務教育費国庫負担金の個別事項について、これは義務教育費の一般財源化で、自由な裁量が広がるという論がありますが、もともと裁量範囲のないほどの少ない教育予算が、この先、地方交付税削減を受けて減らされれば、特に財政力の弱い地方は

ど義務教育の予算がしわ寄せを受けることになり、地方の財政力によって義務教育の水準に地域格差が生まれることになりかねません。地方六団体は前提条件として100%の税源移譲を上げていますが、その保障はどこにもありません。先に削減ありきのこのやり方は、憲法の保障する国民の教育を受ける権利を全く視野に入れないものですし、もともと義務教育などの負担金は日本国憲法とそれに基づく関係法規の定めによって国が財政的に責任を負うと定めている。このように国民の基本的な権利と国の責任に直結するものです。ですから、鳥取県片山知事も反対し続けていますけれども、全国知事会や中教審義務教育特別部会でも疑問や異論が相次ぎ、とても地方六団体の総意と言える状況にはありません。こうした地方六団体の改革案を総意として早期実現を求めることは、地方みずから教育破壊を懇請するようなものでしかありません。

第4項で、地方交付税改革において地方の財源調整機能及び財源保障機能が発揮できるように積極的に求めていることについては大いに賛成するものですが、全体を見れば、地方自治体に権限と財源を移譲する真の地方分権を推進する意見書とはならず、重大な問題を持つもので、この提案に賛成することはできません。

なお、意見書は可能な限り一致点を見出して、全体の合意によって提出すべきものと考えます。私は、私なりの修正案を提出しましたが、こういう形になったことについて大変残念に思います。同僚議員皆さんの御理解をお願いし、討論を終わります。

議長（下西淳史君） お諮りいたします。議員提出議案第5号、「地方六団体改革案の早期実現に関する意見書」の提出について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議員提出議案第5号は、原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第6号、「教育基本法の改正を求める意見書」の提出について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議員提出議案第6号は、原案のとおり決しました。

ただいま可決いたしました意見書は、議長名で関係する諸機関に送付いたします。

閉 会 （10時40分）

議長（下西淳史君） 以上をもちまして今期定例市議会に付託された議案並びに陳情の審査を終了いたしました。

これをもって第2回境港市議会定例会を閉会をいたします。御苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員